

令和 5 年度

事業計画書

公益財団法人警察育英会

令和5年度事業計画書

令和5年度においては、定款に定める目的を達成するため次の事業を行う。

1 奨学金給与事業

大学又は高等学校等に在学する奨学生に対する奨学金の給与

(1) 奨学生総数 124 名

対象者	計	学資金		学用品代	
		大学生等	高校生等	中学生	小学生
1 殉難・殉職者の子弟	90	24	24	17	25
2 障害等級等1級から3級の子弟	19	5	4	4	6
3 障害等級4級から8級の子弟	15	9	2	1	3
合 計	124	38	30	22	34

- ※ 1. 殉難、殉職者の子弟とは、協力援助殉難者及び警察職員殉職者の子弟をいう（以下同じ）。
2. 障害等級等1級から3級の子弟とは、障害等級及び傷病等級が1級から3級までの協力援助者及び警察職員の子弟をいう（以下同じ）。
3. 障害等級4級から8級の子弟とは、障害等級が4級から8級までの協力援助者及び警察職員の子弟をいう（以下同じ）。

(2) 学資金の給与 68 名

ア. 大学(短期大学を含む)又は高等専門学校4年若しくは5年の学年又は専修学校専門課程に在学する奨学生

対象者	給与月額			奨学生数
1 殉難・殉職者の子弟	国・公立	25,000	円	3
	私立	30,000	円	21
2 障害等級等1級から3級の子弟	国・公立	25,000	円	3
	私立	30,000	円	2
3 障害等級4級から8級の子弟	国・公立	17,000	円	2
	私立	21,000	円	7
合 計				38

イ. 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部若しくは高等専門学校3年以下の学年又は専修学校高等課程若しくは一般課程に在学する奨学生

対象者	給与月額			奨学生数
1 殉難・殉職者の子弟	国・公立	16,000	円	9
	私立	24,000	円	15
2 障害等級等1級から3級の子弟	国・公立	16,000	円	1
	私立	24,000	円	3
3 障害等級4級から8級の子弟	国・公立	11,000	円	1
	私立	16,000	円	1
合 計				30

(3) 学用品代の給与 56名

ア. 中学校に在学する奨学生

対象者	給与月額			奨学生数
1 殉難・殉職者の子弟	国・公立	10,000	円	17
	私立			
2 障害等級等1級から3級の子弟	国・公立	10,000	円	4
	私立			
3 障害等級4級から8級の子弟	国・公立	7,000	円	1
	私立			
合 計				22

イ. 小学校に在学する奨学生

対象者	給与月額			奨学生数
1 殉難・殉職者の子弟	国・公立	10,000	円	25
	私立			
2 障害等級等1級から3級の子弟	国・公立	10,000	円	6
	私立			
3 障害等級4級から8級の子弟	国・公立	7,000	円	3
	私立			
合 計				34

(4) 入学一時金の給与 32名

学資金又は学用品代を給与される学校に入学した奨学生

学校別	対象者	給与額	奨学生数
大学等	1 殉難・殉職者の子弟	100,000 円	12
	2 障害等級等1級から3級の子弟	100,000 円	1
	3 障害等級4級から8級の子弟	70,000 円	1
	計		14
高校等	1 殉難・殉職者の子弟	50,000 円	7
	2 障害等級等1級から3級の子弟	50,000 円	3
	3 障害等級4級から8級の子弟	35,000 円	0
	計		10
中学校	1 殉難・殉職者の子弟	50,000 円	3
	2 障害等級等1級から3級の子弟	50,000 円	0
	3 障害等級4級から8級の子弟	35,000 円	0
	計		3
小学校	1 殉難・殉職者の子弟	50,000 円	5
	2 障害等級等1級から3級の子弟	50,000 円	0
	3 障害等級4級から8級の子弟	35,000 円	0
	計		5

※ 大学等とは、大学(短期大学を含む)又は高等専門学校4年若しくは5年の学年又は専修学校専門課程をいう。

高校等とは、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部若しくは高等専門学校3年以下の学年又は専修学校高等課程若しくは一般課程をいう。

2 相談事業

奨学生の健全な育成を図るために奨学生及びその保護者に意見を聞いたりするなどの面談等を行う。(奨学生やその保護者との交流会の実施)

3 広報事業

奨学生やその保護者と育英会との心のふれあいや更なる交流を深めるために以下の事業を行う。

- (1) 会報「やまびこ」の作成
年2回 各2,500部
- (2) 警察育英会ホームページ